(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4 年 5 月 12日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県裾野市須山1220-8

氏 名 住友理工株式会社 富士裾野製作所 所長 長江 格

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-998-1900

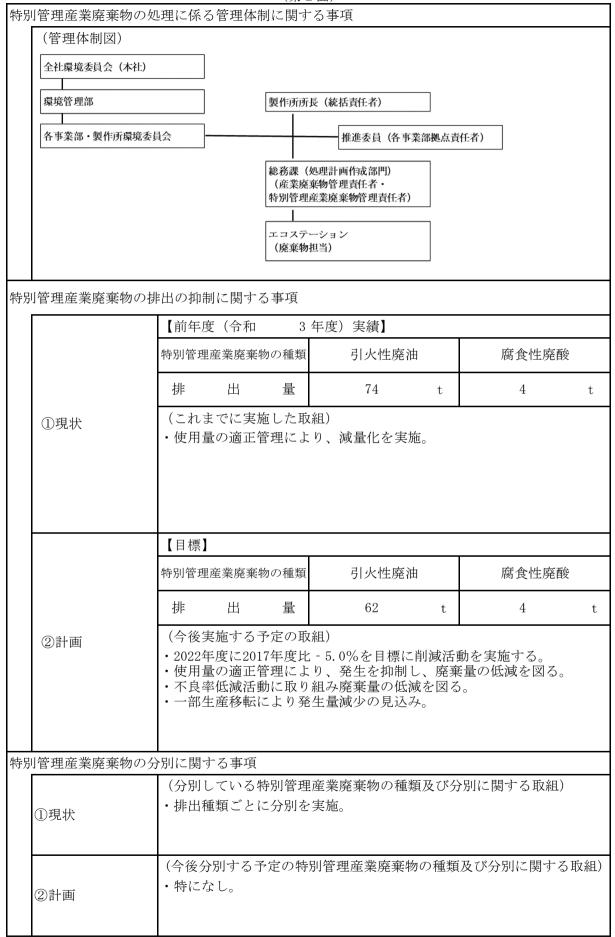
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| 事業場の名称 | 住友理工株式会社 富士裾野製作所 |
|---------|--------------------|
| 事業場の所在地 | 静岡県裾野市須山1220-8 |
| 計 画 期 間 | 令和4年4月1日~令和5年3月31日 |

当

| 可 四 # | 別目 | 7 714 千4月 1 日 ~ 7 7110 千3月 31 日 |
|-----------------|------------------|---|
| á該事業場に お | いて現に行っ | っている事業に関する事項 |
| ①事業 | の種類 | E19:ゴム製品製造業 |
| ② 事 業 | の規模 | 会社資本金 12,145百万円 |
| ③ 従 業 | 員 数 | 事業所 265人 (正社員:224人、それ以外の社員:41人) |
| | 里産業廃棄物)処理の工程 | 引火性廃油 中間処理業者へ委託→燃料として再資源化 中間処理業者へ委託→焼却 腐食性廃酸 中間処理業者へ委託→中和 |

(日本産業規格 A列4番)



| 日の114付別日生生 | 産業廃棄物の再生利用に関する事 | 項 | | | | |
|----------------------|----------------------------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
| | 【前年度(令和 3年 | 度)実績】 | _ | | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油 | | | 腐食性廃酸 | |
| | 自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 | | | | | |
| ①現状 | (これまでに実施した取組 ・実績なし。 |) | | | | |
| | 【目標】 | | | | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 引火性廃剂 | 油 | 腐食性廃酸 | | |
| | 自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量 | 0 | t | 0 | t | |
| ②計画 | (今後実施する予定の取組)・委託処理を継続する。 | | | | | |
| 自ら行う特別管理層 | 産業廃棄物の中間処理に関する事 | 項 | | | | |
| | 1 | 実績】 | | | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 油 | 腐食性廃酸 | | | |
| | 自ら 熱 回 収 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量 | 0 | t | 0 | t | |
| ①現状 | 自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量 | 0 | t | 0 | t | |
| | (これまでに実施した取組)・実績なし。 |) | | | | |
| | 【目標】 | | | | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 引火性廃済 | 油 | 腐食性廃酸 | | |
| | 自 ら 熱 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量 | 0 | t | 0 | t | |
| ②計画 | 自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 | 0 | t | 0 | t | |
| ②計画 | (今後実施する予定の取組 ・計画はない。 |) | | | | |

| ら行う特別管理 | 구 개(- | | | | |
|--------------------|---|------------------------------|-------|----------|--|
| J 17 / 17/37 E 13. | 産業廃棄物の埋立処分に関する事 | | | | |
| | | 度)実績】 | 腐食性廃酌 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油 | | | |
| | 自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 | 1 | |
| ①現状 | (これまでに実施した取組・実績なし。 |) | | | |
| | 【目標】 | | | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 引火性廃油 | 腐食性廃酌 | 腐食性廃酸 | |
| ②計画 | 自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量 | 0 t | 0 | | |
| 別管理産業廃棄 | 場の加州の柔乳に関わり東西 | | | | |
| | | 度)実績】 | | | |
| | | 度)実績】 | 腐食性廃酌 | 发 | |
| | 【前年度(令和 3年 | | 腐食性廃酌 | 发 | |
| | 【前年度(令和 3年 特別管理産業廃棄物の種類 | 引火性廃油 | | | |
| | 【前年度(令和 3年 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への | 引火性廃油 74 t | 4 | | |
| ①現状 | 【前年度(令和 3年 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 再生利用業者への | 引火性廃油 74 t 74 t | 4 | | |
| ①現状 | 【前年度(令和 3年特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処 理 委 託 量 再生利用業者への処 理 委 託 量 認定熱回収業者への | 引火性廃油 74 t 74 t 0 t | 4 4 0 | | |

(第5面)

| | | | | (| 5 面) | | | |
|-------------------|--------------|---|-----------------------|------------------------|--|----|-------|---|
| | | 【目標】 | 1 | | | | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | | 引火性廃 | 引火性廃油 | | 腐食性廃酸 | |
| | 全 処 | 理 委 | 託量 | 62 | t | 4 | t | |
| | | 優 良 処 | 良認定処理 理 委 | | . I n / | t | 4 | t |
| | | 再 2 | 生利用 第 理 委 | | . 1 () | t | 0 | t |
| | | 認知 | 定熱回収 理 委 | | | t | 0 | t |
| | ②計画 | | 定熱回収第 回収を行う 理 委 | う業者への | 0 | t | 0 | t |
| | | ・有価 ⁴ ・代替 ₂ ・引き | 物化のた 品及び再 続き不良 | ため業者を 手生品の と率低減し | か実地確認を確実 検索を実施。 使用を検討してい こ取り組む。 発生量減少の見込 | <. | 5. | |
| 電子情報処理組織の使用に関する事項 | | 特排 | | 理産 | 3 年度)実績】 業 廃 乗 物 量 ^{棄物を除く。)} | | 77.8 | t |
| | | (今後実施する予定の取組等) ・2019年3月より電子マニフェスト利用 契約は電子マニフェスト利用登録済みの業者と締結。 新規契約についても登録済みの業者と締結する。 | | | | | | |
| * | 事務処理欄 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入するこ と。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ と。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。